

をベースに、原料原産地の現状と課題 今年1月より、 ついてまとめてみたいと思います。 確保しつつ、拡大の検討を行う」もので ます。検討会の趣旨は、「実行可能性を 表示制度に関する検討会」が始まってい 今回のコラムは、この検討会の内容 「加工食品の原料原産地

す。

検討会の背景と趣旨

料原産地表示について「実態を踏まえ」 検討を行う」とされていることにあります。 まずは背景ですが、左記の決定により原 実行可能性を確保しつつ、 拡大に向けた

「消費者基本計画

加工食品の原料原産地表示の拡大に

ラ

(平成27年3月24日閣議決定)

「総合的な TPP 関連政策大綱 「食料・農業・農村基本計画」 (平成27年3 月31 日閣議決定)

用します。

これを受けて消費者庁と農林水産省の共 (平成27 年11 月25日TPP総合 対策本部決定

催による「加工食品の原料原産地表示制 度に関する検討会」が開催され、 対応方策について検討が始まりました。 今後の

現状の原料原 産地 表

度は下記のようになっ ています。 原産地に関する表示制 食品全体で考えた場合

ついて

品表示基準別表第十五_ 指します(詳細は「食 22食品群+4品目を 加工食品の「一部」とは、 ですが、分かりやすい な検討がされてきたの 成12年からいろいろ 選定基準について、平 これら対象加工食品の を参照してください)。 生鮮食品 原産地名の表示義務 加工食品 一部の食品に原産地名の表示義務 輸入品に原産国名の表示義務

成15年)」にありますので、 ものが「加工食品の原 料原産地表示に関する今後の方向 左記に引 平 外食

①原産地に由来する原料の品質の差異が、 る商品 ②製品の原材料に占める主原料である農 ると一般に認識されている品目のうち、 加工食品としての品質に大きく反映され 畜水産物の重量の割合が50%以上であ

株式会社ラベルバンク 大阪市淀川区西中島 5-12-8 新大阪ローズビル 4F TEL: 06-6838-7090 FAX: 06-6838-7091 http://label-bank.co.jp/ support@label-bank.co.jp 第 87 号

発行所

示 制 度

表示義務なし 塩やコーヒー、 設けています。 においても、

主な課題と今後のスケジュール

加工食品の原料原産地表示制度に関す

る検討会」では、次の3点を検討します。

- 現行の加工食品の原料原産地表示制度 や取組の検証
- 加工食品の原料原産地表示の拡大に 向けた具体的な方策
- その他

といった構図になっていると思われます 多様な原材料を使用した加工食品を製造 する食品事業者は実行可能性を懸念する 産地表示の拡大を希望する一方で、多種 行可能性」でしょう。生鮮食品に近い加 そして主な課題の1つとなるのが、「実 工食品を製造する国内の食品事業者は原

地を、原材料名に対応させて」表示する 当該割合が50%以上であるものの原産 量の割合が最も高い生鮮食品で、かつ、 基準においても、原産地名の表示方法に などの基準が定められています。 ついて、「原材料及び添加物に占める重 このような経緯があり、現在の食品表示

が付された原材料」に対して原産地表示 ので、かつ、当該割合が5パーセント以 冷凍食品(一部除外規定あり)に対して ります。東京都消費生活条例では、調理 する表示基準が定められているものもあ 上である原材料及び商品名等にその名称 また食品表示基準以外でも、原産地に関 に関する規則を設けています。また食用 「重量に占める割合が上位3位までのも 原産地表示に関する規則を 蜂蜜などの公正競争規約

でもまとめられています。

とが適当である。」と、課題のような形

ので、 告書 (平成24年)」では、「本検討会 項目とは別の事項として位置付けるこ 食品表示の一元化の機会に検討すべき 至らなかった。当該事項については、 とについて議論を進めたが、 原産地表示の義務付けの根拠とするこ 点にとどまらず、新たな観点から原料 では、これまでの「品質の差異」の観 また前回の「食品表示一元化検討会報 ングから進めている状況です。 検討会ではまず関係者のヒアリ

合意には

引き続き重要な意味をもってくるもの と思われます。 れますので、 原産地の誤認を防止する観点」と思わ 元化検討会のなかで検討された「原料 この「新たな観点」とは、 今回の検討会においても 食品表示一

ジュールとしては、今年の秋を目途に サイトにて公開されていますので、 中間的な取りまとめが行われる見込み 行われる予定です。そして今後のスケ とよいでしょう。 心のある方は定期的に確認されておく です。これらの検討会議事録は、下記 第3回目の検討会が今年3月31日に 関

(川合)

加工食品の原料原産地表示制度に関する検討会

n.pdf http://www.caa.go.jp/foods/pdf/150320_kijyu http://www.caa.go.jp/policies/policy/food_lab 食品表示基準 eling/other/kakousyokuhin_kentoukai.html 別表第十五

優良誤認表示の防止と公正競争規約について

今年4月1日に、いわゆる「改正景品表示法」(不当景品類及び不当表示防止法の一部を改正する法律)が施行されます。 不当表示に対して新しく課徴金のことを定めたもので、食品業界のなかでは主に健康食品を扱う事業者、また外食事業者の間で話題になっていると思います。 そしてこのコラムは、「改正景品表示法のことは知っているけど、公正競争規約のことは知らない」といった方に向け、基本的な情報をまとめたものです。

「優良誤認表示に該当しない表示」

課徴金に関する一連の発表のなかに、「課徴金納付命令の基本的要件に関する考え方」という資料があります。 優良誤認表示、有利誤認表示とは何か、課徴金対象行為とは何かについて考え方をまとめてある資料ですが、その中の一部を引用してみます。

課徴金対象行為とは、優良・有利誤認表示をする行為である。したがって、例えば、事業者が、「公正競争規約」に沿った表示など、優良・有利誤認表示に該当しない表示をした場合には、課徴金対象行為は成立せず、課徴金の納付を命ずることはない。(P4)

事業者が、公正競争規約に沿った表示のように優良・有利誤認表示に該当しない表示をした場合等、課徴金対象行為が成立しないときは、 当該事業者について、「相当の注意を怠った者でないと認められる」か否かを判断するまでもなく、課徴金の納付を命ずることはない。(P16)

取り扱いの商品に該当する公正競争規約があるなど、すでに食品表示業務において確認フローに組み込まれている方にとっては 「当たり前」のことかもしれませんが、一言で言えば、「公正競争規約に沿った表示をすれば、優良誤認表示に該当することはない」ということです。

公正競争規約とは

公正競争規約(景品表示法第 11 条に基づく協定又は規約)とは、景品表示法第 11 条の規定により、消費者庁長官及び公正取引委員会の認定を受けて、 事業者又は事業者団体が表示又は景品類に関する事項について自主的に設定する業界のルールです。(消費者庁より)

公正競争規約を知らない方も多いのは、食品表示基準と異なり、すべての食品を対象としたものではない点があげられると思います。

マーガリンなどの食品、飲用乳などの飲料、チョコレートなどの菓子、ビールなど酒類など含めると 40 種類強の公正競争規約があるのですが、一覧については下記参照ページから確認してみてください。

例えば「チョコレート類の公正競争規約」では、次のような基準を設けています。

チョコレート生地

カカオ分が全重量の 35%以上(ココアバターが全重量の 18%以上)であって、水分が全重量の 3%以下のもの(ただし、カカオ分が全重量の 21%を下らず(ココアバターが全重量の 18%以上)、かつ、カカオ分と乳固形分の合計が全重量の 35%を下らない範囲内(乳脂肪が全重量の 3%以上)で、カカオ分の代わりに、乳固形分を使用することができる。)

不当表示の禁止

第4条第1項第3号に掲げる基準に適合しないチョコレート又はチョコレート菓子について、「生」の文言を使用することにより、 当該商品の品質が他の商品より特に優良であるかのように誤認されるおそれがある表示 第4条第2項第4号から第6号の規定に基づきチョコレート類に果物類の香料を使用している旨を表示している場合であっても、 あたかも果物類そのものを使用しているかのように誤認されるおそれがある表示

公正競争規約と食品表示基準

このように、食品表示基準のような様式で、「定義」「原材料名」「禁止表示」などを個別に定めてあります。特にチョコレート類は、 食品表示基準において個別の定義がされている食品ではないため、多くの事業者が食品表示を確認する際の実質の基準にしているといってよいでしょう。 食品群別に、食品表示基準との関係をまとめると、下記のようになります。

	食品表示基準に個別の定義(基準)がある	公正競争規約がある
調理冷凍食品、ジャム、乾燥スープ等	0	×
果実飲料、ドレッシング、ハム等	0	0
チョコレート、ビスケット、コーヒー等	×	0
健康食品等(ローヤルゼリーを除く)	×(外食は対象外)	×

decourse

冒頭の「優良誤認表示」に該当しないようにするためには、公正競争規約に沿った表示をすればよいということになりますが、 難しいのは「食品表示基準での個別の定義も、公正競争規約も両方存在しない」食品の場合です。 新しい原料素材、新しい製法などによる新しい食品分類は、研究や技術革新によって今後も増えていくと思われます。

このように新しい食品分類を取り扱う方や、既存の食品分類に対応するものない場合は、 表示しようとする内容について基準を定めたものが他の食品分類にないか、この機会にひととおり確認されてみるとよいと思います。

参照:不当景品類及び不当表示防止法第8条(課徴金納付命令の基本的要件)に関する考え方 http://www.caa.go.jp/representation/pdf/160208premiums_3.pdf 表示に関する公正競争規約 http://www.jfftc.org/rule_kiyaku/kiyaku_hyoji.html

今月の「お気に入り」言葉

何ごとをなすにも時というものがある。いかに望もうと、春が来なければ桜は咲かぬ。 いかにあせろうと、時期が来なければ事は成就せぬ。

(松下幸之助)

